

議案第 16 号

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２４年匝瑳市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第６条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条を次のように改める。

（地域手当）

第７条 職員に地域手当を支給する。

第１１条第２項中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第１６条第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とし、第２１条を第２０条とする。

第２２条の見出し中「除外」を「除外等」に改め、同条第２項中「、第１４条、第１６条及び第１８条」を「及び第１４条」に改め、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項中「から第８条まで」を削り、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定任期付職員に対する第１６条の規定の適用については、同条中「第５条の規定により管理職手当を支給される職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第２２条を第２１条とし、第２３条を第２２条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。）とする。

(匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 3 匝瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年匝瑳市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 3 項中「第 2 2 条第 3 項」を「第 2 1 条第 4 項」に改める。

(参考)

市産市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)		
第2条 略	第2条 略	第2条 略	第2条 略		
2 略	2 略	2 略	2 略		
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。		
第3条～第5条 略 (扶養手当)	第3条～第5条 略 (扶養手当)	第3条～第5条 略 (扶養手当)	第3条～第5条 略 (扶養手当)		
第6条 略	第6条 略	第6条 略	第6条 略		
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (地域手当)		
第7条 職員に地域手当を支給する。	第7条 職員に地域手当を支給する。	第7条 職員に地域手当を支給する。	第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を基礎として支給する。 2 医師の資格を有する職員に地域手当を支給する。		
第8条～第10条 略 (給与の減額)	第8条～第10条 略 (給与の減額)	第8条～第10条 略 (給与の減額)	第8条～第10条 略 (給与の減額)		
第11条 略	第11条 略	第11条 略	第11条 略		
2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務し	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務し	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務し	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務し		

ないことをいう。)、看護休暇(当該職員が配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、組合休暇、修学部分休業(当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))又は高齢者部分休業(当該職員が55歳(医師である職員にあつては、60歳)に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 略

第12条～第15条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定により管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。))に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第5条の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条・第18条 略

第19条 略

ないことをいう。)、看護休暇(当該職員が配偶者

、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、組合休暇、修学部分休業(当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))又は高齢者部分休業(当該職員が55歳(医師である職員にあつては、60歳)に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 略

第12条～第15条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定により管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。))に勤務した 場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第5条の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前5時までの間 であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条・第18条 略

(特定任期付職員業績手当)

第19条 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

第20条 略

第20条 略

(特定の職員についての適用除外等)

第21条 略

2 第4条から第6条まで、第8条、第12条、第13条第2項及び第14条

の規定は、特定任期付職員には適用しない。

3 特定任期付職員に対する第16条の規定の適用については、同条中「第5条の規定により管理職手当を支給される職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

4 第6条の規定は、匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

5 略

第22条 略

附 則 略

第21条 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条 略

2 第4条から第6条まで、第8条、第12条、第13条第2項、第14条、第16条及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

3 第6条から第8条までの規定は、匝瑳市職員の定年等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第29号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

4 略

第23条 略

附 則 略

(参考)

匠瑳市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項関係）

改		正	後	改	正	前
本則 略	本則 略	3 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の匠瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条第4項の規定を適用する。	3 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の匠瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条第4項の規定を適用する。	2 2 条第3項の規定を適用する。	3 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の匠瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条第3項の規定を適用する。	以下 略
附 則	附 則					
1 ～ 3 2 略	1 ～ 3 2 略					
以下 略	以下 略					